

世帯主の夫が亡くなった場合を想定して計算してみよう！

遺族年金

※給付金の金額は、毎年変わる可能性がありますので、目安と判断ください。

本人年齢( )才

配偶者年齢( )才

←65歳

①遺族厚生年金			
計算式：55×年収(万円)×勤続年数×3÷4 (年額)			
②遺族基礎年金	③遺族基礎年金	④中高齢寡婦加算	⑤老齢基礎年金
780,900 円/年 224,700 円/年 224,700 円/年 74,900 円/年		586,300 円/年	780,900 円/年
	子ども年齢( )才		

子ども年齢( )才

子ども年齢( )才

①遺族厚生年金 ※会社員として働いた通算年数。25年未満の方は25を入れて計算してください。

計算式：55×年収(万円)×年数×3÷4

遺された妻が死亡するまで受給できます。

夫の受給要件(妻が夫よりも先に死亡した場合)は、妻の受給要件と異なります。

②③遺族基礎年金

母子・父子ともに受給できます。

④中高齢寡婦加算

妻のみ65歳まで受給できます。夫が死亡時の妻の年齢が40歳以上などの条件があります。

※子のない妻の場合、遺族厚生年金の受給権発生時(夫の死亡時)に40歳未満であれば、給付されません

⑤老齢基礎年金

基準年齢に到達すれば誰でも受給できます。

【遺族基礎年金の年金額】(2020年度)

受給者	遺族基礎年金	
配偶者1人	なし	
配偶者+子1人	780,900円+224,700円	1,005,600円
配偶者+子2人	780,900円+(224,700円×2)	1,230,300円
配偶者+子3人	780,900円+(224,700円×2)+74,900円	1,305,200円
子1人	780,900円	780,900円
子2人	780,900円+224,700円	1,005,600円
子3人	780,900円+224,700円+74,900円	1,080,500円

※子の加算額は、2人までは1人につき224,700円、3人目以降は1人につき74,900円

## 具体的な金額を計算しよう！

◇計算

1. 遺族厚生年金  万円

2. 遺族基礎年金  万円

3. 遺族基礎年金  万円

4. 中高齢寡婦加算  万円

5. 老齢基礎年金  万円

$1 + 2 + 3 + 4 + 5 =$  合計  0 万円